

## 県立特別支援学校管理運営規則の一部改正について

### 1 改廃の理由

令和9年度に県央地区に宮崎高等支援学校が開校することに伴い、所要の改廃を行う。

### 2 改廃する規則

県立特別支援学校管理運営規則

### 3 改廃の内容

令和9年度に、県央地区に宮崎高等支援学校が開校することから、学校名に「宮崎高等支援学校」、区域に「県下全域」を追加する。

### 4 施行日

令和9年1月1日

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第〇号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(通学区域)</p> <p>第3条 入学すべき幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="262 799 1055 1011"><thead><tr><th data-bbox="262 799 602 852">学 校 名</th><th colspan="2" data-bbox="602 799 1055 852">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="262 852 1055 904">[略]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td data-bbox="262 904 602 1011">県立小林こすもす支援学校</td><td data-bbox="602 904 831 1011">県下全域</td><td data-bbox="831 904 1055 1011"></td></tr></tbody></table>	学 校 名	区 域		[略]			県立小林こすもす支援学校	県下全域		<p>(通学区域)</p> <p>第3条 入学すべき幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 799 1928 1064"><thead><tr><th data-bbox="1135 799 1476 852">学 校 名</th><th colspan="2" data-bbox="1476 799 1928 852">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1135 852 1928 904">[略]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td data-bbox="1135 904 1476 1011">県立小林こすもす支援学校</td><td data-bbox="1476 904 1704 1011">県下全域</td><td data-bbox="1704 904 1928 1011"></td></tr><tr><td data-bbox="1135 1011 1476 1064"><u>県立宮崎高等支援学校</u></td><td data-bbox="1476 1011 1704 1064"><u>県下全域</u></td><td data-bbox="1704 1011 1928 1064"></td></tr></tbody></table>	学 校 名	区 域		[略]			県立小林こすもす支援学校	県下全域		<u>県立宮崎高等支援学校</u>	<u>県下全域</u>	
学 校 名	区 域																					
[略]																						
県立小林こすもす支援学校	県下全域																					
学 校 名	区 域																					
[略]																						
県立小林こすもす支援学校	県下全域																					
<u>県立宮崎高等支援学校</u>	<u>県下全域</u>																					

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。